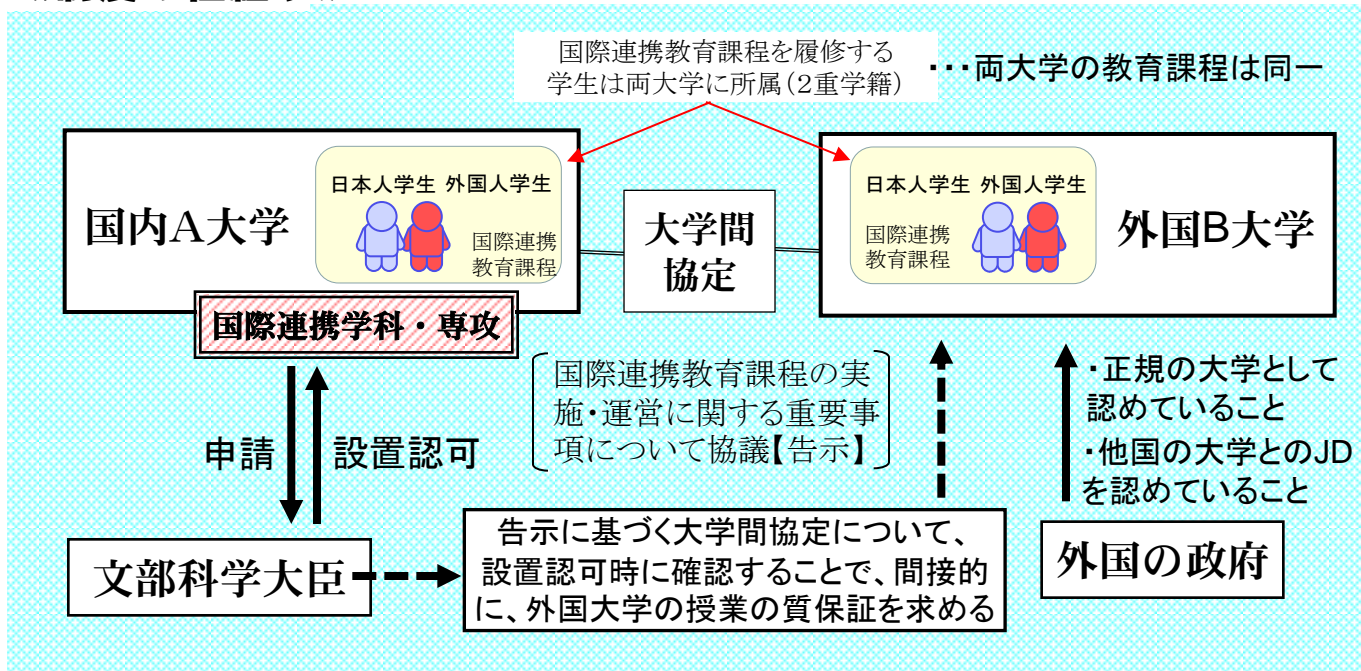


《制度の概要》

- 我が国の大学と外国大学が連携して教育課程を編成した場合、両大学が連名で学位記を出せるとする。（* 我が国の大学が授与する学位に外国大学名を付すことができるものとして整理する。）
- 我が国の大学に、外国の大学と連携して教育課程（国際連携教育課程）を編成する学科・専攻（国際連携学科・専攻）を設置し、設置認可の対象とする。
- 国際連携教育課程を編成する場合、連携する外国大学の授業科目について単位互換ではなく、自大学で開講したものとみなす仕組みを新たに創設する。
- 卒業要件は、我が国の大学で修得すべき単位の半分以上、外国大学で4分の1以上（学部の場合）を修得することとする。また、共同して授業科目を開設する「共同実施科目」（任意）を設けた場合、いずれかの単位としてみなすことができる仕組みとする。

外国大学と連携した教育課程を編成し、1枚の学位記に連名で学位を授与

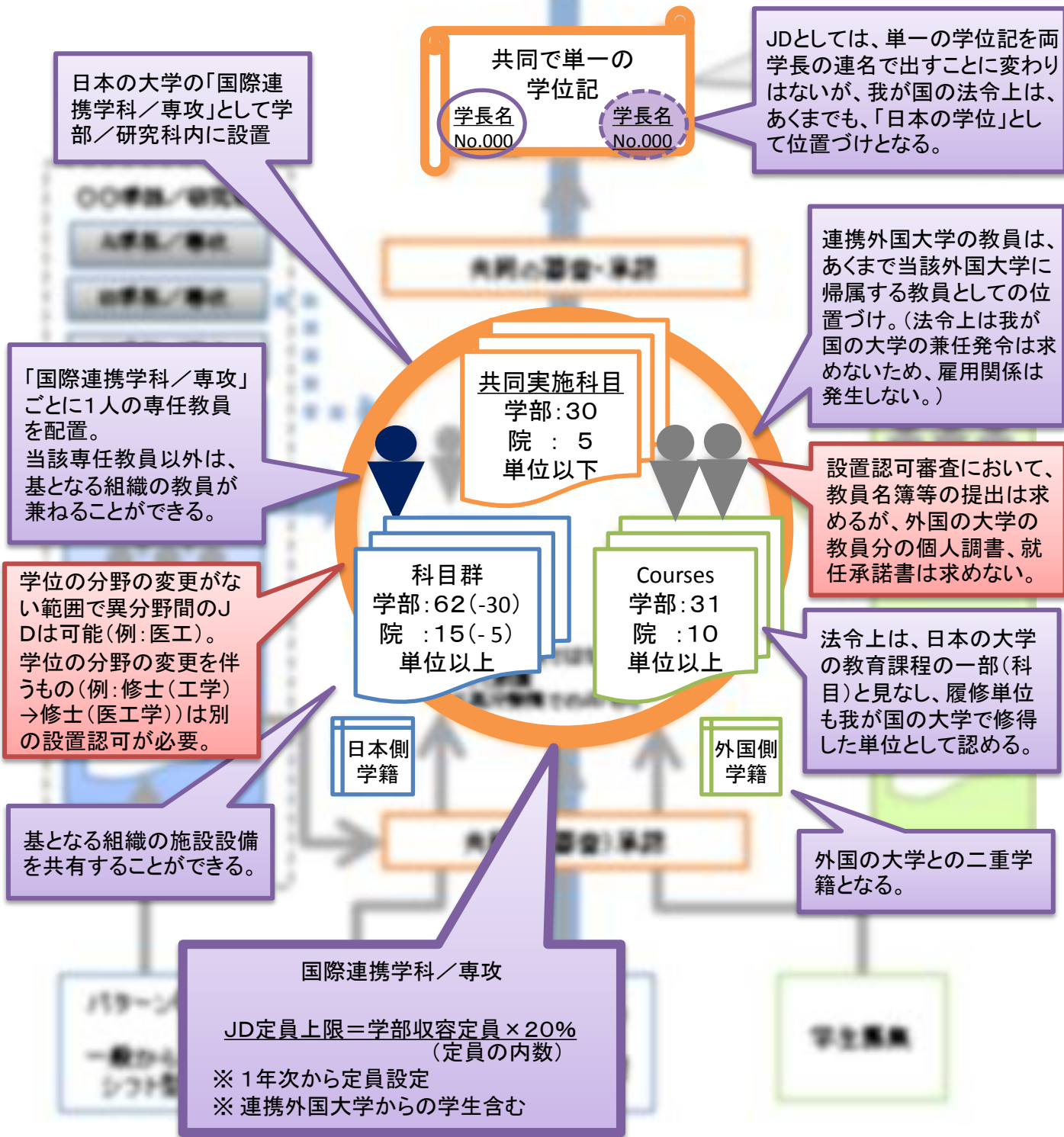
《制度の仕組み》



- 国際連携学科・専攻の収容定員は、母体となる学部・研究科の収容定員の内数で上限2割とする。国際連携学科・専攻には、その収容定員の規模にかかわらず1名の専任教員が必要となるほかは、母体となる学部等の専任教員が兼ねることができることとし、施設・設備の共用も可能とする仕組みとする。
- 設置認可に際しては、大学設置・学校法人審議会に専門の審査組織を設け、迅速な設置認可を行うこととする。

JDの想定運用パターン(我が国の法令上の整理)

我が国の法令上の整理では、法の「属地主義」に基づき、我が国の法の支配が及ぶ部分しか規定できない。その意味で、我が国の法令上の整理は、JDの仕組みの一側面を投影したものとなる。そのため、JDの仕組み全体を映し出すためには、法令上の整理のみならず、施行通知やガイドライン等による提示が必要となる。



JDにおいて取得すべき単位について（共同実施科目取扱い）（案）

		卒業要件単位	JDの最低取得単位数		共同実施科目 【単位互換の半分】	単位互換数 (既修得単位と合計)	共同教育課程 の最低取得単 位数
			日本	連携外国大学			
大学設置基準	一般	124単位以上	62単位以上	31単位以上	30単位以下	60単位(60)以下	31単位以上
	医学・歯学	188単位以上	94単位以上	32単位以上	30単位以下	60単位(60)以下	32単位以上
	薬学	186単位以上	93単位以上	31単位以上	30単位以下	60単位(60)以下	31単位以上
	獣医学	182単位以上	91単位以上	31単位以上	30単位以下	60単位(60)以下	31単位以上
短期大学設置基準	修業年限2年	62単位以上	31単位以上	10単位以上	15単位以下	30単位(45)以下	10単位以上
	修業年限3年	93単位以上	47単位以上	20単位以上	23単位以下	46単位(53)以下	20単位以上
	修業年限3年夜間	62単位以上	31単位以上	10単位以上	15単位以下	30単位(45)以下	10単位以上
大学院設置基準		30単位以上	15単位以上	10単位以上	5単位以下	10単位(20)以下	10単位以上
専門職大学院設置 基準	一般	30単位以上	15単位以上	10単位以上	7単位以下	15単位(15)以下	10単位以上
	法科大学院	93単位以上	47単位以上	24単位以上	15単位以下	30単位(30)以下	7単位以上
	教職大学院	45単位以上	23単位以上	12単位以上	45単位の1/4以下	45単位の1/2(同)以下	7単位以上

- 平成26年4月9日 大学分科会大学のグローバル化に関するワーキング・グループ
- 平成26年4月 スーパーグローバル大学事業公募開始(5月中締め切り)
- (以下、予定)
- 平成26年6月以降～大学分科会において審議/諮問
 - パブリックコメント実施
 - 大学設置基準を改正(施行)
- 平成27年3月末 設置認可申請
- 平成27年6月末 設置認可審査 ～ 認可
- 平成27年10月 開設